

「(公的) 審査委員だよ Re:」

No.38



受領委任に関する「施術管理者」の要件、実務経験証明について

最近、受領委任に係る「施術管理者」の要件について、保健所の開設届や従業員登録やその変更届などの写しが無い、地方厚生への従業員登録や変更を失念していたため、実務経験の証明が出来ないなどの問合せ相談が増えています。

実務経験の期間の証明は、「実務経験期間証明書」に必要事項を記入する事となっています。
その要件を満たすため以下の項目を必ず行ってください。

① 保健所への届け出

- 施術所を開設した者又は届出事項に変更のあった時は、**開設(変更)後 10 日以内**に施術所を管轄する所在地の保健所に届出してください。
- 業務に**従事する施術者の登録(変更)**も必要です。

※開設(変更)届及び従業員(変更)登録等の写しは必ず保管しておいてください。

② 地方厚生局への申出

- 受領委任の取扱いには近畿厚生局への申出が必要です。
- 受領委任の取扱い**開始日は申出を受理した日**です。
- 業務に**従事する施術者の登録(変更)**も必要です。



③ 実務経験

- 実務経験は、**はり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧**で区分。

CONTENTS

M1

「(公的) 審査委員だよ Re:」 No.38

M2

「(公的) 審査委員だよ Re:」 No.38

年会費の引き落としのお知らせ

M3

日本鍼灸師会からのお知らせ

M4

会員動態報告

法律相談

「(公的) 審査委員だよ Re:」 | No.38



受領委任に関する「施術管理者」の要件、実務経験証明について

④ 実務経験の期間

- 資格取得後の期間にはり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧、**それぞれ1年間必要**(通算可)。
- 保健所に**開設を届け出た施術所**(受領委任の取扱いを承認されていない**自費施術のみ等**)施術所**含む**)
- 勤務形態(常勤、非常勤、パート、アルバイト等)や勤務時間は問わないが、施術所に勤務する施術者として実務に従事した期間であり、保健所に、業務に従事する施術者として届出されている期間とする。
- 当該施術所他の**施術者(1年以上の実務経験者、保健所に届出)との勤務**(当該施術所での従事期間に限らない。)
- 出張専門施術者に帯同は実務経験に含まない**。施術所に勤務しない出張専門施術者(施術管理者である出張専門施術者を含む。)
- 施術所を変更し、複数の施術所で実務に従事した場合、実務経験の期間は、それぞれの期間を通算する。

④ 実務経験の期間の証明

- 実務経験の期間の証明は、「**実務経験期間証明書**」による。
- なお、施術所が受領委任の取扱いを承諾されていない「自費施術」などの場合は、開設者が保健所に届け出た施術所開設(変更)届の副本(従業員(変更)登録等)の写し(申出者及び他の施術者の氏名並びに取り扱う施術の種類の分かるもの)**を「**実務経験期間証明書**」に添付する。
- ※「**自費施術**」などの場合で、保健所に届け出た施術所**開設(変更)届の副本の写しが無い場合は、他に在籍していた証明書(給料明細等)などを提出しなければいけなくなる。**
- 「**実務経験期間証明書**」は、申出者が施術所で経験者と**勤務した期間**について、申出者が実務に従事した施術所の**開設者(元開設者を含む。)又は施術管理者(元施術管理者を含む。)**が**証明**する。
- 実務経験の期間を証明する施術所の開設者又は施術管理者は、施術所に勤務を希望する申出者に対し、**不利益な取扱い(例えば証明する代わりに施術者に無償で勤務させる等)**を行わない。



年会費の引き落としのお知らせ

(法人管理委員会 北川肇)

平素は会務にご協力くださいまして有難うございます。
12月5日は、令和7年12月と令和8年1月・2月・3月分の会費の郵便自動引き落とし日となっています。口座資金についてご準備くださいますようよろしくお願ひいたします。



日本鍼灸師会からのお知らせ |

いつも日本鍼灸師会の活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
このたび本会では、公式LINEアカウントを開設しました。
講習会やイベントのお知らせ、eラーニングや会員マイページのご案内などを、より早く・わかりやすくお届けしてまいります。

また、公式LINEの中では、各地の都道府県師会のLINEアカウントもご紹介していく予定です。
地域での活動や取り組みを、全国の先生方にも知っていただく機会になれば幸いです。
ぜひこの機会に、日本鍼灸師会の公式LINEをお友だち登録してみてください。
LINEからの情報配信で、よりスムーズに繋がっていきましょう！

公式LINEが
スタートしました！

登録はこちから

<https://page.line.me/068ssxhh>

または、➡チラシにあるQRコードから
もご登録いただけます。

LINE 公式アカウント

友だち 募集中

@068ssxhh

うれしい情報をLINEでお届け！



© LINE Corporation

› ご不明な点は下記までお気軽にどうぞ。

日本鍼灸師会 広報普及IT委員会 nisshin29pr@gmail.com

令和7年11月度 会員動態報告書(敬称略)

令和7年11月16日 組織担当 森下 輝弘

■正会員入会申請(5名)

(A会員) 野村 将士
 (B会員) 木下 直子 大平 香澄 岩井 元気
 笠原 強 岡野 愛

■準会員申請(3名)

井上 美紀 柳下 亜紀子 砂川 奈美

■休会申請 無し

■会員相続権申請 無し

■会員種別変更 無し

■登録事項変更(2名)

(八尾・柏原地域) (住所等変更) 谷岡 徳子
 (中央地域) (住所変更) 廣橋 久美子

■賛寿会員申請 無し

■退会届(4名)

伊藤 大騎 (11条退会) 勝山 俊 (11条退会) 安宅 まとみ
 (11条退会) 杉岡 宏憲

■協賛会員申請(4団体)

日進医療器株式会社 m*create
 株式会社チュウオー 株式会社山正

法律相談

大鍼会会員の方は、顧問弁護士による無料法律相談をご利用いただけます。

鍼灸業務に関する事はもちろん、個人的な日常生活でのトラブルや悩みなどもご相談頂けます。

実施日時 事前にご予約して下さい。

予約受付時間 平日の午前9時30分から午後5時30分まで

※予約時に会員である旨、地域、氏名、治療院名等をお伝え下さい。

利用料(費用) 無料 ※弁護士業務依頼には、別途料金が発生します。

対象者 (公社)大阪府鍼灸師会会員

相談時間 1案件、30分以内 (注) 相談内容や事実の流れ等を簡潔にまとめてお聞き下さい。

水都法律事務所 緒方 雅子弁護士 TEL 06-6311-5881

